

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会
会長 露 崎 史 郎



(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業 計画段階環境配慮書について (答申)

令和 5 年 (2023 年) 9 月 21 日付け環境第 572 号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、稚内市、宗谷郡猿払村及び天塩郡豊富町の約 18,000ha を事業実施想定区域として、全高最大 189m 程度、ローター直径最大 155m 程度に及ぶ最大 59 基の風力発電機による最大出力 354,000kW の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、特に、保安林は同区域のほぼ全域を占めているほか、オオワシやオジロワシなどの希少鳥類やイトウなどの希少な魚類の生息情報がある。また、同区域及びその周辺には住宅や医療機関等が存在しているほか、環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 事業実施想定区域には北海道レッドリストで絶滅危惧 I B 類 (En) に指定しているイトウの安定した個体群が生息する希少な水系である猿払川水系等の上流域が含まれていることなどから、環境保全の見地から特に慎重な検討が必要である。

このため、今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種種の検討に当たっては、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など必要に応じて事業計画の大幅な見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 事業実施想定区域及びその周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、必要な情報を入手し、累積的影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(3) 稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を、豊富町では「豊富町風力発電施設設置に関わるガイドライン」を定めていることから、これらを踏まえ、関係市町と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。

(4) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市町村、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

- (5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には住宅や医療機関等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住宅等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 水質

本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域には、猿払村の水道水源の取水地点や当該地点を含む水道水源の集水域が複数存在するほか、同区域は地すべりが発生しやすい地質で構成されていることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ水道水源の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 地形及び地質

本配慮書では、事業実施想定区域には重要な地形及び地質が存在しないとして計画段階環境配慮事項として選定していないが、専門家等からの助言を得ながら、同区域周辺に存在するとしている「宗谷丘陵の周氷河性波状地」の範囲を的確に把握した上で、当該地形の改変を可能な限り避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 動物

ア 事業実施想定区域については、文献や専門家ヒアリングのほか、新たに公開された情報等によってもイトウの複数の産卵床との重複が確認され、また、同区域に含まれる河川の下流においても産卵床が確認されていることから、工事の実施及び地形改変に伴い発生する濁水や土砂による、産卵床を含む生息環境への重大な影響が懸念される。

また、同区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、チュウヒの分布情報及び海ワシ類の集団飛来地情報により注意喚起レベル A1 及び A3 等のメッシュに含まれており、特に重点的な調査が必要とされているほか、海ワシ類の渡りの経路となっている可能性がある。また、同区域及びその周辺は文献や専門家ヒアリング等により希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。

これらのことから、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を対象事業実施区域の設定や風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

特に、イトウについては、生息環境である河川の水環境等への影響を回避又は十分に低減できることを裏付ける、科学的根拠に基づいた具体的な指標等を設定した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施すること。

イ 動物相については、哺乳類、鳥類や魚類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には、植生自然度の高いトドマツミズナラ群落や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

特に、保安林は同区域のほぼ全域を占めており、重大な影響が懸念されることから、当該保安林の関係機関と事前に十分協議した上で事業計画を検討すること。

イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(6) 景観

本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体や観光協会等のホームページ、パンフレットに掲載の情報等に基づき選定しているが、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリングなどにより、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。